

食安輸発第0622003号  
平成21年 6月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年6月18日付け食安輸発第0618002号）にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、中国産豚肉加工品からクレンブテロールを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

### 記

1. 製品検査の対象食品  
中国産豚肉及びその加工品（簡易な加工に限る。）
2. 検査の項目  
クレンブテロール
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号別表2の4によること。
5. 検査の方法  
昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
クレンブテロールが残留しているおそれがあるため。
7. 備考  
基準値を超えた場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。